

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

平成29年3月

本ロードマップの目的

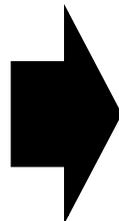
【策定の趣旨】

- マイナンバーカードの利便性を高めるための取組について、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、本ロードマップを作成。

(参考)官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第13条第1項においても、「国は、個人番号カードの普及及び活用を促進するため、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講じるものとする。」とされている。

- 本ロードマップに基づき、マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大の観点から、身分証等としての利用、行政サービスにおける利用、民間サービスにおける利用を推進するとともに、平成29年秋頃に本格運用が開始されるマイナポータル¹の利便性向上や、マイナポータル等へのアクセス手段の多様化を積極的に推進することとし、そのための関係府省の連携を強化。

- なお、本ロードマップについては、PDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。



【本ロードマップの方向性】

1. マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

(1) 身分証等としての利用

民間企業における本人確認書類としての活用を促進するとともに、官民における職員証・社員証・入退館証としての導入を推進。

(2) 行政サービスにおける利用

住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。

さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討。

(3) 民間サービスにおける利用

行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進。

2. マイナポータルの利便性向上

平成29年秋頃に本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、情報提供等記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

3. アクセス手段の多様化

各種の官民サービスに対し、パソコンのカードリーダーに接続して利用する方法だけでなく、スマートフォンやテレビからもアクセス可能となるよう検討。

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降
マイナンバー制度の動き	<p>[平成27年10月~] マイナンバーの通知</p> <p>[平成28年1月から順次] マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障分野(子育て、介護保険、医療保険、雇用保険) ・ 税分野(28年分所得の申告書、法定調書等への記載) ・ 災害対策分野(被災者台帳の作成) <p>[平成31年通常国会(自衛)に向けて検討] 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p> <p>[平成28年1月~] マイナンバーカードの交付</p>	<p>[平成29年1月] 日本年金機構への相談・照会におけるマイナンバーの利用開始</p> <p>[平成29年秋頃~] 情報連携の本格運用開始(7月から試行運用開始) ※ 日本年金機構は、平成29年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない</p> <p>[平成29年秋頃~] マイナンバーの本格運用開始(7月から試行運用開始) ※ 順次、利用環境の整備を進める</p>	<p>[平成30年1月から] 預貯金口座への付番</p>
身分証等としての利用	<p>国家公務員等で利用開始(平成28年4月)</p> <p>民間企業の社員証や自治体での職員証としての導入を促す経済団体及び自治体向け通知を发出(平成28年11月)</p>	<p>国、地方公共団体、独法、国立大学法人等での導入を促進</p>	
本人確認手段として活用(金融機関での口座開設、電話契約、古物品販売、酒・たばこ販売など)	<p>電話加入契約(携帯、固定)の本人確認書類として利用可能な旨の周知を図る電気通信事業者関係団体向け通知を发出(平成27年11月)</p> <p>本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経済団体向け通知を发出(平成28年11月)</p>	<p>引き続き活用を促進</p>	
マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実		<p>住民基本台帳法施行令等の改正作業</p> <p>システム改修・テスト等/自治体の関係規程の改正等</p>	<p>平成30年度以降速やかに施行</p>
行政サービスにおける利用	<p>一部の地方公共団体で開始(図書館カード等として利用)マイキープラットフォームによる地域活性化方策の策定</p>	<p>引き続き各自治体における利用を促進</p>	<p>マイキープラットフォームを使った実証(平成29年8月頃~平成30年3月) 公立図書館(1,350自治体)、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等を実施</p>
カードの多機能化の推進(行政サービスにおける利用)(印鑑登録証、公共施設利用カード、自治体ポイントカードなど)			
住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付	<p>270自治体(対象人口5,341万人)[H28.10.1時点]</p> <p>提供自治体の拡大を促進するためのアクションプログラム取りまとめ(平成28年12月)</p>	<p>未参加自治体の導入推進</p>	<p>対象人口1億人超を目標[H31年度末時点]</p>
海外における継続利用			<p>海外転出後の公的個人認証機能の継続利用の実現(平成31年度中)</p>
電子委任状を活用した電子調達			<p>法制度の検討(公的個人認証法)</p> <p>法制度の検討(電子委任状法)</p> <p>マイナンバーカード及び電子委任状に対応した政府電子調達システムの基盤整備・利用促進</p>
民間サービスにおける利用	<p>公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始(平成28年2月)</p> <p>8社を認定[H28.11.1時点]</p>	<p>公的個人認証サービス及びICチップ空き領域へのアプリ搭載による民間活用を引き続き促進</p> <p>群馬銀行の協力の下、ログイン・口座残高照会への活用実証(平成29年5月頃~)</p> <p>法制度の検討(電子委任状法)</p> <p>群馬県前橋市、兵庫県神戸市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書をを用いた実証実験(平成29年5月頃~)</p> <p>患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得の手段として活用する実証(平成29年春頃~)</p> <p>チケットの適正転売のためのシステム実証(平成29年5月頃~)</p> <p>IoTおもてなしクラウドで技術実証(平成29年10月頃~)</p> <p>チケット及びボランティア管理におけるサービス内容、技術面の検討</p> <p>上記IoTおもてなしクラウドの実証も踏まえつつ、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連携を検討</p>	<p>JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る</p> <p>自治体などにおける実用化を図る</p> <p>地域における実用化を図る</p> <p>関係事業者による実用化を図る</p> <p>組織委員会との連携に係る検討状況及び上記実用化の状況を踏まえ、競技会場における実証の検討を進め、導入を目指す</p>
インターネットバンキングへの認証手段			
電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進			
医療・健康情報へのアクセス認証手段	<p>群馬県前橋市など12自治体で母子保健データへの本人のアクセス・認証手段として実用化(テスト運用含む)</p>		
イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止			
東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携			
カジノ入場規制			
官民の認証連携推進(マイナンバーカードと連携したIDの認定制度等)			<p>IR法[※]の附帯決議を踏まえ、内閣官房で検討される入場規制の内容に応じカードの活用方法を検討</p> <p>※特定複合観光施設区域の整備に関する法律(平成28年法律第115号)</p>
医師資格(HPKI)との連携			<p>法制度の検討</p> <p>検討体制を組成して検討(平成29年7月を目的に取りまとめ)</p> <p>群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と(一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、HPKIカード(電子医師資格証)との連携の実証(平成29年5月頃~)</p>
カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用)(診療券、クレジットカードなど)			<p>群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、共通診療券として利用するための実証(平成29年5月頃~)</p> <p>民間事業者等との検討結果を踏まえ、地域や各業界での実用化を図る</p>
医療保険のオンライン資格確認の導入			<p>厚労省においてシステム開発</p> <p>段階的運用の開始(平成30年度) 本格運用の開始(平成32年)</p>

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

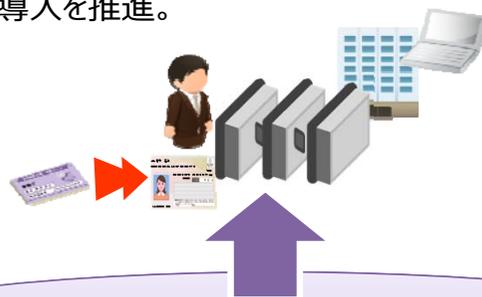
項目	平成28年	平成29年	平成30年以降
マイナンバーの利便性向上 マイナポータル利用環境整備 官民のオンラインサービスとの連携 子育てワンストップサービス 公金決済サービス 引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化 ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化 国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化	システム開発・テスト 子育てワンストップ検討タスクフォースにて子育てワンストップサービスの対象手続等について検討・取りまとめ(平成28年9月) 全市区町村での開始を促すアクションプログラム取りまとめ・地方公共団体へ実施作業に係るガイドライン提示(平成28年12月)・準備作業(平成28年9月)	マイナポータルアカウントの開設開始(平成29年1月～) e-Taxとの認証連携開始(平成29年1月～) 市町村にアクセス端末未配置(平成29年～7月中) 情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧(平成29年7月～) マイナポータル利用環境改善 ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等 ◎平成29年秋頃～PCログインアプリ利用開始等/スマホ電子署名利用開始等 ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等 子育てワンストップサービス 【平成29年7月～】 子育て関連手続でのサービス検索・閲覧の開始 順次、オンラインでの申請・届出、面談予約、検診や予防接種等のお知らせを実施 自治体の電子的な公金決済サービスと連動し公金決済サービスを実施 地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現 実現に向けた方策の検討・取りまとめ(平成29年度) システム開発 【平成29年度～】 法制度の検討(地方税法) システムの整備 【平成29年度以降】 ※日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定	ねんきんネットや金融機関の顧客サイトなど官民のオンラインサービスとの認証連携を拡大 保育所等の入所申請等【平成29年10月～】 児童手当現況届【平成30年6月～】 児童扶養手当現況届の事前送信、面談予約【平成30年7月～】 民間とも連携し、可能なものから順次サービス開始 実施可能な保険者等から段階的に実施(平成30年1月～) 【平成31年1月～】 できる限り速やかにサービス開始
	平成28年11月以降、対応スマートフォン順次発売(ドコモ・au・ソフトバンク) 富山県南砺市でマイナンバーカードを活用した母子健康手帳・お薬手帳サービスを実用化(平成28年4月) 推進組織(一社)スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構)設立(平成27年9月) 対応スマートテレビによる避難誘導の実証(平成28年3月～)	対応製品の拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進 技術実証(イベント入場において実証実験(平成29年3月)) 法制度の検討(公的個人認証法) 岩手県葛巻町及び富山県南砺市において、マイナンバーカードを活用した見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す(平成29年度中目標) 岩手県葛巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況も踏まえ、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証(平成29年5月頃～) 北海道西興部村、徳島県美波町での対応機器を使った実証結果も踏まえ、実用化に向けて検討	SIMカード等へのダウンロードサービスの実用化を図る(平成31年中) スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入着手(平成30年12月目標)

参考資料

身分証等としての利用

公務員等や民間企業の職員証・社員証

- 機関ごとに作成していた身分証等（職員証・社員証等）についてマイナンバーカードの利用でコスト削減が可能に。
（入館ゲート等にマイナンバーカードをかざして、入退管理）
- 平成28年4月から国家公務員等の職員証として利用開始。同年11月に地方公共団体の職員証や民間企業の社員証、入退館証としての利活用検討を要請したところであり、引き続き導入を推進。



（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、
内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局）

民間企業における本人確認書類としての活用を
促進するとともに、官民における職員証・社員証・
入退館証としての導入を推進

本人確認手段として活用

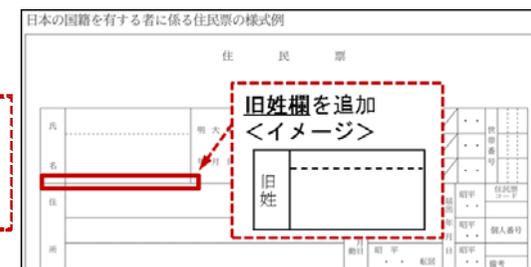
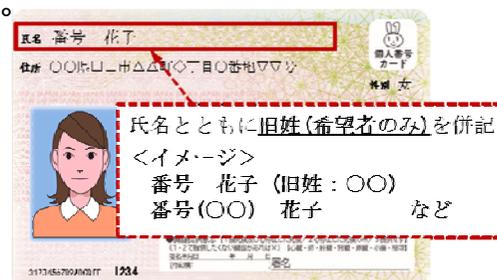
- マイナンバーカードは基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）が記載された顔写真付きの公的な身分証。
- 官民の本人確認を要する場面における本人確認書類として利用可能。
- 平成27年11月には電気通信事業関係団体に対し本人確認手段として利用可能な旨を周知。平成28年11月には経済団体に対し本人確認手段としての利活用検討を要請。平成29年以降も引き続き活用を働きかけ。

（内閣府番号制度担当室・総務省自治行政局）



マイナンバーカード等への旧姓併記など 券面記載事項の充実

- 希望する者のマイナンバーカード等に旧姓を併記する。
 - 平成30年度以降速やかに施行できるよう、平成28年から住民基本台帳法施行令等の改正作業やシステム改修等の準備を進めている。
- （総務省自治行政局）

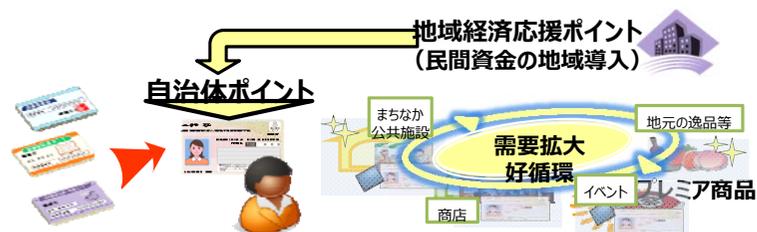


行政サービスにおける利用

カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用）

- 地方自治体における独自利用として、一部の自治体で印鑑登録証や図書館カードとしての活用を実施。
- 引き続き各自治体における利用を促進するとともに、マイキープラットフォームを構築して、公立図書館（1,350自治体）の図書館カードとしての活用や、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等の実証を実施。

（総務省自治行政局・地域力創造グループ）



住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討

住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付

- これまでは自治体窓口で取得していた住民票や戸籍等の証明書が、最寄りのコンビニで取得可能に。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、未導入団体の参加を促進し、平成31年度末時点での実施自治体の人口合計について1億人超を目指す。

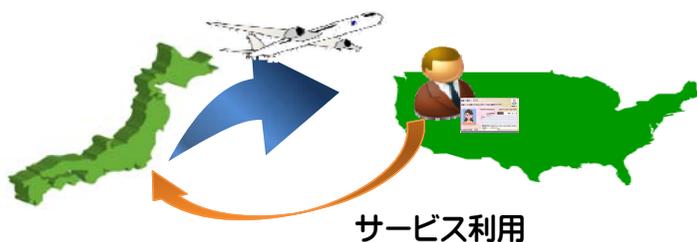
（総務省自治行政局）



海外における継続利用

- 海外においても各種官民サービス等が利用可能となるよう、平成31年度中の実現に向け、海外転出後の公的個人認証機能継続に関する公的個人認証法の改正を検討。

（総務省自治行政局）



電子委任状を活用した電子調達

- 政府調達において、企業の代表者から委任を受けた担当者が、マイナンバーカード等を用いて入札書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえてマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、平成29年度末以降の利用を図る。

（総務省情報通信国際戦略局・情報流通行政局・行政管理局）

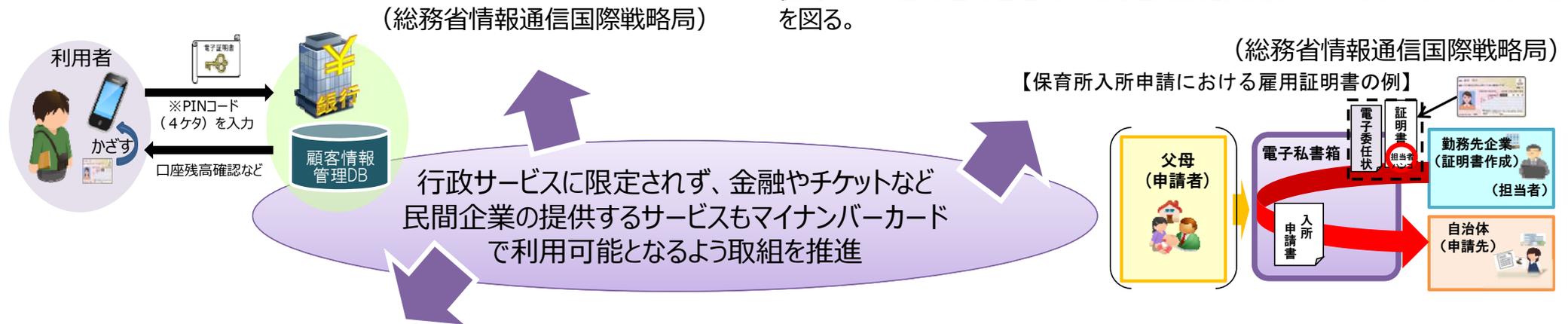


インターネットバンキングへの認証手段

- これまでは金融機関ごとにID、パスワードを設定し利用していたが、マイナンバーカードとPINコードで利用可能に。
- マイナンバーカードをかざしてログイン、口座残高照会などへ。
- 群馬銀行の協力の下、平成29年5月頃から、ログイン・口座残高照会へのマイナンバーカード活用実証を実施。その結果も踏まえ、平成30年以降、JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る。

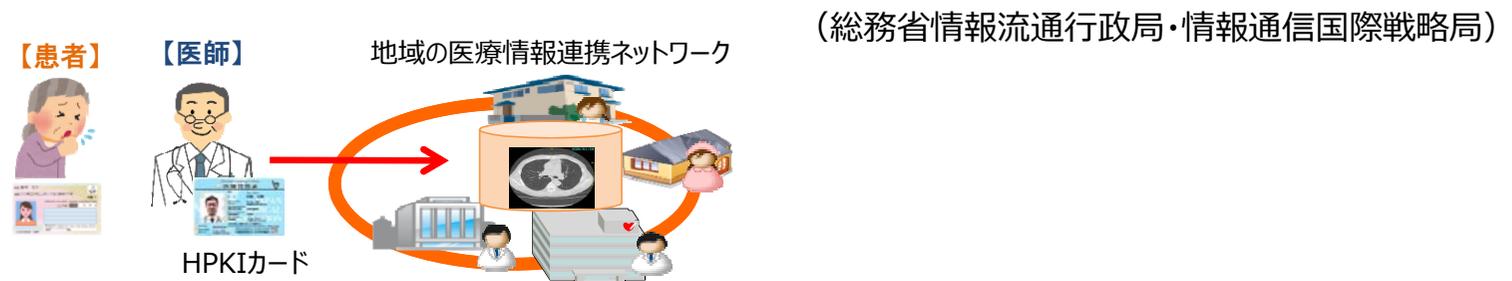
電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進

- 企業の代表者から委任を受けた担当者がマイナンバーカード等を用いて証明書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、同年5月頃から、群馬県前橋市、兵庫県神戸市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書を用いた実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る。



医療・健康情報へのアクセス認証手段

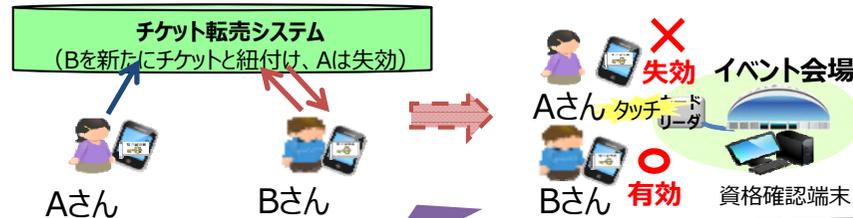
- これまで地域医療ネットワーク内で参照していた患者の医療データを、患者の同意を確認した上で、全国で参照可能に。
- 医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得手段として公的個人認証サービスを活用。
- 患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、平成29年春頃から、医師が医療データにアクセスする際に、患者本人の同意取得の手段として公的個人認証サービスを活用するとともに、地域医療ネットワーク間の相互参照に医療等IDを活用する実証実験を開始し、平成30年以降の地域における実用化を図る。



イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止

- これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、これに加えて、マイナンバーカードと紐付けることにより不正転売を抑制。
- 買った本人がマイナンバーカード（SIMカード等に電子証明書を搭載したスマートフォン）でイベント会場等に入場。
- 平成29年5月頃から、マイナンバーカードを活用したチケット適正転売のためのシステム実証を実施し、平成30年以降の実用化を図る。

(総務省情報通信国際戦略局)

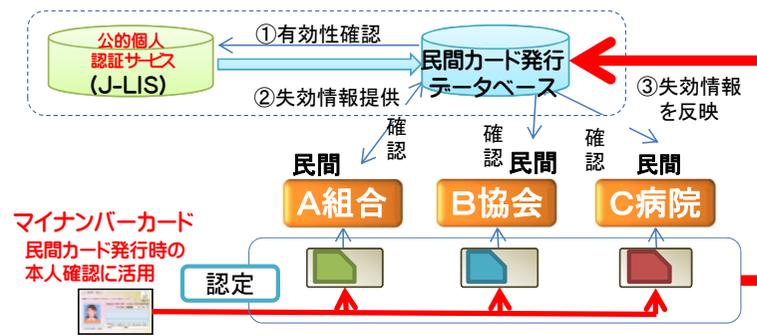


行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進

官民の認証連携推進

- これまで民間事業者によるサービス利用者の現況把握には限界があったが、ID管理が確実に。
- 民間の団体等が、マイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の構成員等の現況を把握・反映することで、IDの信頼性を向上。
- 平成29年7月を目途に検討結果を取りまとめ、平成30年以降に必要な法制度を検討。

(総務省情報通信国際戦略局)



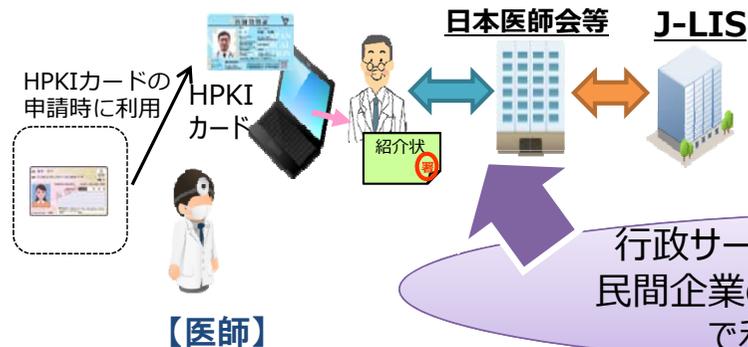
東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携

- これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、マイナンバーカードによる入場時の本人確認やボランティアを含む適正な入場管理が可能になることを目指し、関係者との検討・協議を進める。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で、マイナンバーカード（SIMカード等に電子証明書を搭載したスマートフォン）によるチケットレス化やセキュリティ面での活用の可能性を含め、観客への販売、入場管理での連携を検討する。また、ボランティアの会場への入退場の管理についても協議を進める。
- 平成29年中に（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との検討・協議を進め、同年10月頃からIoTおもてなしクラウドを活用した実証実験とも連携。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて競技会場への実装の可能性を検討する。

(総務省情報通信国際戦略局)

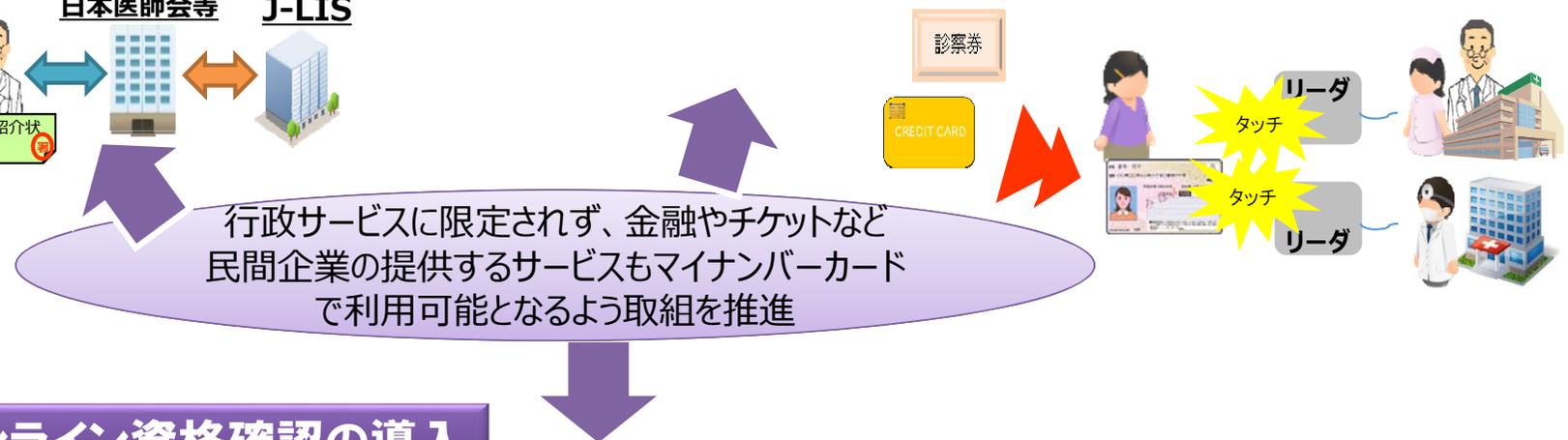
医師資格(HPKI)との連携

- これまでは医師の死亡などをリアルタイムに把握できなかったが、医師の本人確認を確実に実施。
- 医師が、HPKIカード（電子医師資格証）の発行申請の際にマイナンバーカードで電子署名。
- 群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、平成29年5月頃から、HPKIカードとの連携について実証実験を実施し、平成30年以降の地域における実用化を図る。
(総務省情報通信国際戦略局)



カードの多機能化の推進 (民間サービスにおける利用)

- これまでは利用するサービスごとに異なるカードを持参する必要があったが、マイナンバーカード1枚で様々なサービスの利用が可能に。
- クレジットカードや診察券など、様々なカードの機能をマイナンバーカードでも活用可能となるよう検討。
- 群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、平成29年5月頃から、共通診察券として利用するための実証実験を実施し、医療等IDや既存の患者IDの在り方も踏まえつつ、平成30年以降の地域や各業界での実用化を図る。
(総務省情報通信国際戦略局)



医療保険のオンライン資格確認の導入

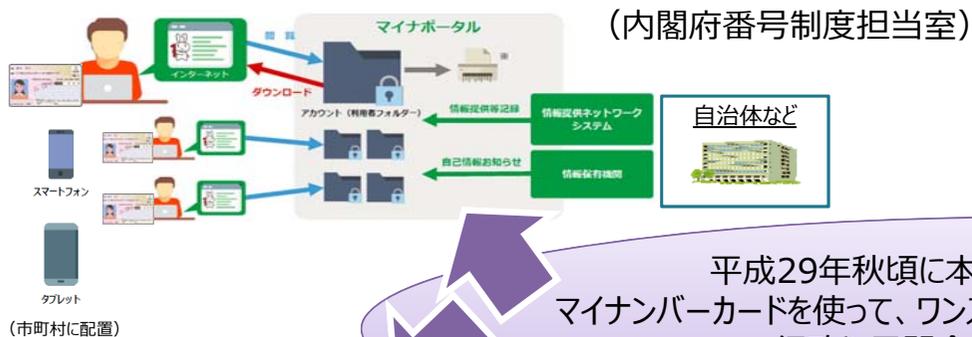
- これまでは紙やカードタイプの保険証を確認していたが、オンラインで保険資格を確認でき、資格過誤の抑制が可能に。
- 医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざして、オンラインで保険資格を確認。
- 平成29年度から、厚生労働省において医療保険のオンライン資格確認システムの開発に着手し、平成30年度から段階的に運用を開始、平成32年に本格運用の開始を図る。

(厚生労働省保険局)



マイナポータル の 利用 環境 整備

- 税・社会保障に関する自らの情報そのものや行政機関等の間でのやりとりをオンラインで確認可能に。
- マイナンバーカードでログインし、行政機関等が持つ自分のマイナンバーを含む個人情報や、そのやりとり履歴の確認が可能に。
- 平成29年1月からアカウント開設が始まり、同年7月から情報確認が可能に。市町村配置端末やスマートフォンからの利用環境も順次整備。



官民のオンラインサービスとの連携

- これまで各機関のサイトに個別にアクセスし、別々のID・パスワードでログインする必要があったが、マイナポータルからシングルサインオンでアクセス可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自らが選択した官民のオンラインサービスと認証連携。
- 平成29年1月からe-Taxと連携 (マイナポータルからシームレスにe-Taxのメッセージボックス等の確認が可能) 開始、順次、ねんきんネットや金融機関サイト等に拡大。



平成29年秋頃に本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

子育てワンストップサービス

- これまで自治体窓口で個別に出向いて行う必要のあった手続が、自宅などからオンラインで可能に。
- マイナポータルで市区町村の子育て関連手続を検索し、マイナンバーカードで電子署名を付して申請。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、全市区町村での参加を促進し、平成29年秋頃のマイナポータル本格運用開始に併せて、全市区町村で順次サービス提供を開始する。



公金決済サービス

- これまで各自治体のサイトにアクセスし、納付書を基に納付手続を行う必要があったが、マイナポータルのお知らせからシームレスにアクセスし納付することが可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自治体からの公金納付依頼 (お知らせ) に対してペイジー又はクレジットカードでオンライン決済。
- 平成29年秋頃のマイナポータル本格運用開始に併せて、自治体のオンライン公金決済サービスと連動予定。

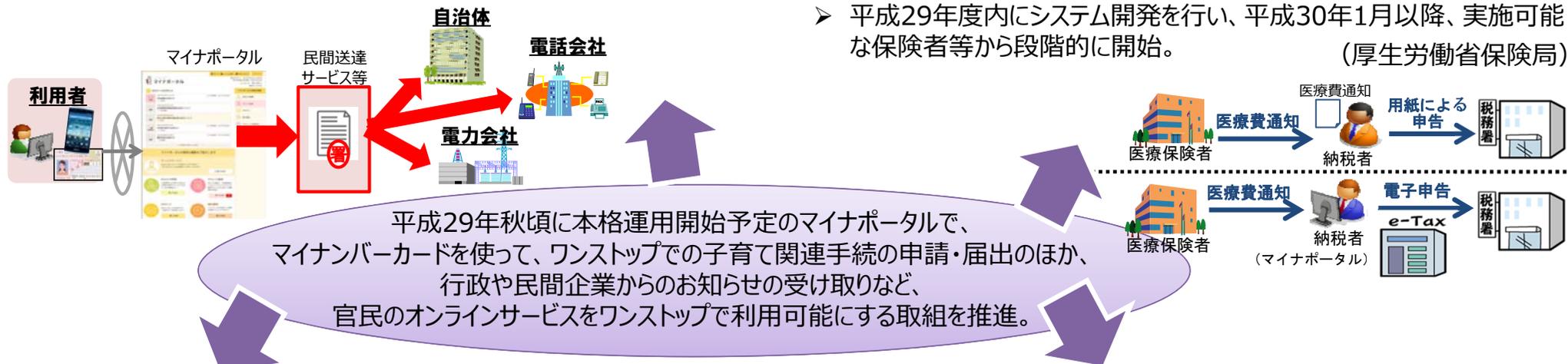


引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス

- これまで自治体窓口や公共機関等に個別に連絡する必要があったが、自宅などからオンラインで一括手続きが可能に。
- マイナポータルの機能を活用し、引越や死亡等に伴う変更情報を、自らが選択した機関に一括して届出できるなど、利便性の高いスキームを検討。
- 平成29年度内に実現に向けた方策を取りまとめ、平成30年以降、可能なものから順次実現。（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）

医療費通知を活用した医療費控除の簡素化

- これまで、①医療機関等の領収書の収集②電子申告では領収書のデータ入力をする事等が必要だったが、今後は医療保険者の医療費通知を証明書として申告を行うことを可能に。
- これにより①領収書の収集を簡素化できる。②さらに、電子申告ではマイナポータル上で医療費通知を確認できるようにし、e-Tax上の申告書にその内容を転記可能となり、データ入力などの手間を簡素化できる。
- 平成29年度内にシステム開発を行い、平成30年1月以降、実施可能な保険者等から段階的に開始。（厚生労働省保険局）

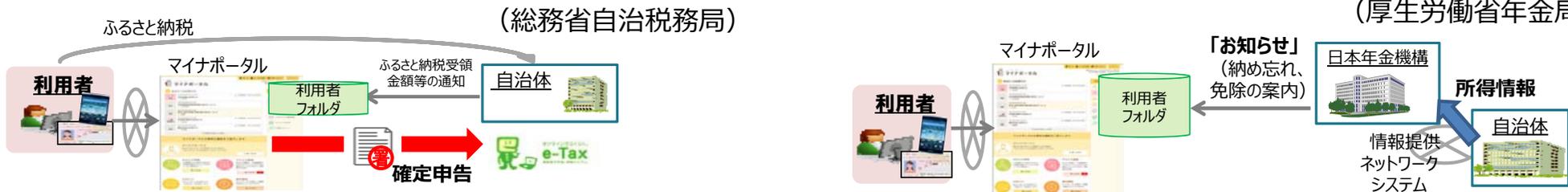


ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化

- これまで寄附金控除適用のためには、ふるさと納税をした自治体からの受領書を添付する必要があったが、当該自治体からオンラインで受け取るふるさと納税受領金額等の通知を電子申告に活用可能に。
- マイナポータルを利用して受け取るふるさと納税受領金額等の通知を添付して、e-Taxで確定申告。
- 平成29年度から法制度（地方税法）の検討及びシステム整備を行い、平成31年1月以降できる限り速やかにサービス開始。

国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化

- これまで紙などで行っていた国民年金保険料の免除該当者等への案内がオンラインでも可能に。
- マイナポータルの「お知らせ」機能で、国民年金保険料が未納である旨や免除申請が可能である旨を案内。
- 平成29年度以降、実施予定。（日本年金機構の情報連携時期未定）（厚生労働省年金局）



アクセス手段の多様化

スマートフォンでの読み取り

- ▶ スマートフォンでマイナンバーカードの電子証明書を読み取り、電子申請・Webサイトへのログインが可能に。
- ▶ 平成28年11月以降、ドコモ・au・ソフトバンクから対応スマートフォン^(注)を順次発売。平成29年以降、対応製品の拡大や対応サービス（アプリ）の導入を推進。

(注) シャープ製AQUOS (ドコモ、au、ソフトバンク)
富士通製arrows (ドコモ)

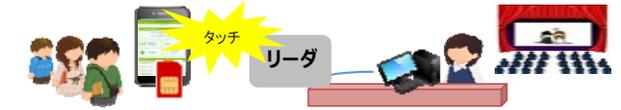
(総務省自治行政局・情報通信国際戦略局)



スマートフォンのSIMカード等への搭載

- ▶ マイナンバーカードが手元になくても、スマートフォンだけで本人確認やログインが可能に。
- ▶ 平成29年3月にSIMカード等へのダウンロードに関する技術実証が終了。平成31年中の実用化に向け公的個人認証法の改正を検討。
(総務省自治行政局・情報通信国際戦略局)

活用例①) マイナンバーカードの代わりにスマートフォンをタッチ



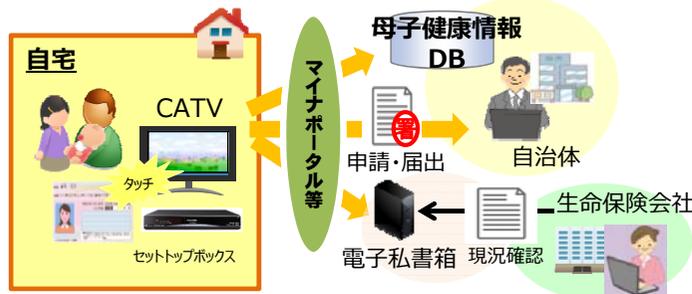
活用例②) スマートフォンのアプリ上で利用



各種の官民サービスに対し、パソコンのカードリーダーに接続して利用する方法だけでなく、スマートフォンやテレビからもアクセス可能となるよう検討

CATVからのアクセス

- ▶ これまではパソコンやスマートフォンなど高齢者には操作しづらい場合もあったが、ケーブルテレビ画面で見やすく、リモコン等で操作可能に。
- ▶ マイナンバーカードで、自宅のケーブルテレビから、マイナポータルなど様々なサービスを利用。
- ▶ 岩手県葛巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況^(注)も踏まえ、平成29年5月頃から、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証を実施し、平成30年12月を目途に、スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入に着手する。(総務省情報通信国際戦略局)



(注)

- ・富山県南砺市は、平成28年4月に母子健康手帳・お薬手帳サービスを実用化。
- ・岩手県葛巻町及び高知県南国市は、平成29年度中を目途に見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す。

デジタルテレビからのアクセス

- ▶ これまでは一律の防災情報が表示されていたが、自分に合った防災情報を取得でき、自治体も住民の避難状況等を把握可能に。
- ▶ マイナンバーカードを使って、自宅のスマートテレビから、自分に合った防災・見守り情報を取得。(自治体は住民の避難状況などを把握可能)
- ▶ 平成27年9月にスマートテレビ経由での公的個人認証サービスの活用を推進する一般社団法人を設立。平成29年1～2月に北海道西興部村、徳島県美波町において実施した実証実験の結果も踏まえ、実用化に向けた検討を行う。
(総務省情報通信国際戦略局)

